

E n e W i n g s モバイルサービス契約約款

平成23年8月

## 目次

### 約款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 契約	3
第4条 契約の単位	
第5条 契約申込みの方法	
第6条 契約申込みの承諾	
第7条 最低利用期間	
第8条 契約者識別番号	
第9条 契約者の氏名等の変更の届出	
第10条 利用権の譲渡の禁止	
第11条 提供条件	
第3章 利用中止及び利用停止	5
第12条 利用中止	
第13条 利用停止	
第14条 サービス提供の終了	
第4章 通信	6
第15条 通信	
第16条 電波伝播条件による通信場所の制約	
第17条 相互接続に伴う通信	
第18条 通信利用の制限	
第19条 通信の利用を制限する措置	
第5章 料金等	8
第1節 料金及び工事に関する費用	8
第20条 料金及び工事に関する費用	
第2節 料金等の支払義務	9
第21条 基本使用料等の支払義務	
第22条 パケット通信料の支払義務	
第23条 ユニバーサルサービス料の支払義務	
第24条 手続きに関する料金の支払義務	
第3節 料金の計算及び支払い	10
第25条 料金の計算及び支払い	
第4節 預託金	11
第26条 預託金	
第5節 割増金及び延滞利息	12
第27条 割増金	
第28条 延滞利息	
第6章 保守	13
第29条 契約者の維持責任	
第30条 契約者の切分責任	
第31条 修理又は復旧	
第32条 修理又は復旧の場合の暫定措置	
第33条 特定事業者及び協定事業者の契約約款等による制約	

第7章 損害賠償	15
第34条 責任の制限	
第35条 免責	
第8章 雑則	16
第36条 承諾の限界	
第37条 利用に係る契約者の義務	
第38条 法令に規定する事項	
第39条 契約者情報の取扱い	
別記	17
1 契約者の地位の承継	
2 端末設備に異常がある場合等の検査	
3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	
4 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	
5 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
6 端末設備の電波法に基づく検査	
7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	
9 課金対象パケットの情報量の測定等	
10 当社若しくは特定事業者の機器の故障等によりパケット通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い	
11 端末設備の接続	
12 自営電気通信設備の接続	
13 検査等のための端末設備の持込み	
14 新聞社などの基準	
料金表	20
通則	20
第1表 料金	22
第2表 工事費	30
付則	31

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このEneWingsモバイルサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりEneWingsモバイルサービスを提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 EneWingsモバイルサービス	特定事業者の契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
4 V-LANモバイルサービス	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備若しくは協定事業者の電気通信回線設備を使用して行うEneWingsモバイルサービス
5 V-LANモバイル3G	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス
6 V-LANモバイルWiMAXハイブリッド	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備若しくは協定事業者の電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス
7 EneWingsモバイルサービス取扱所	EneWingsモバイルに関する業務を行う事業所
8 EneWingsモバイル契約	当社からV-LANモバイル3G若しくはV-LANモバイルWiMAXハイブリッドの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とEneWingsモバイル契約を締結している者
10 パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
11 パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
12 モバイルゲートウェイ	パケット通信網に係る電気通信回線設備を介して、契約者によりあらかじめ指定されたものが、その契約者の属する契約者回線群に係る契約者回線等と通信を行うための電気通信回線設備
13 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
14 移動無線装置	EneWingsモバイル契約に基づいて、陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
15 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
16 契約者回線	EneWingsモバイル契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
17 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事

	業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 特定事業者	KDDI株式会社
20 相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(特定事業者が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
21 協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
22 契約者回線等	(1) 契約者回線及び契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社又は特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
23 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### (契約の単位)

第4条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のEneWingsモバイル契約を締結します。

### (契約申込みの方法)

第5条 EneWingsモバイル契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をEneWingsモバイルサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、その他当社所定の方法によりEneWingsモバイル契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- (1) EneWingsモバイルの種類
- (2) EneWingsモバイルの品目等
- (3) その他EneWingsモバイル契約申込の内容を特定するために必要な事項

### (契約申込みの承諾)

第6条 当社は、EneWingsモバイル契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みをした者が当社のEneWingsモバイルの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 前条に基づき申し込まれた内容に虚偽又は不実の内容があるとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

### (最低利用期間)

第7条 EneWingsモバイルサービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して2年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内にEneWingsモバイル契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

### (契約者識別番号)

第8条 EneWingsモバイルサービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、EneWingsモバイルサービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、EneWingsモバイルサービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

### (契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにEneWingsモバイルサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

**(利用権の譲渡の禁止)**

**第10条** EneWingsモバイルサービスに係る利用権（契約者が契約に基づいてEneWingsモバイルサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

**(提供条件)**

**第11条** EneWingsモバイルサービスは当社イーサネット通信網サービスおよびイーサネット通信網サービス<全国版>の契約者にのみ提供します。

2 EneWingsモバイル契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

### 第3章 利用中止及び利用停止

#### (利用中止)

第12条 当社は、次の場合には、EneWingsモバイルサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第18条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、本条の規定によりEneWingsモバイルサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（EneWingsモバイルサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのEneWingsモバイルサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) EneWingsモバイル契約の申込みにあたって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第9条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 別記2若しくは3の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等（別記4に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (7) 別記5、6、7又は8の規定に違反したとき。
- (8) 第26条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

2 当社は、本条の規定によりEneWingsモバイルサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。

ただし、第9条（契約者の氏名等の変更の届出）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には、通知を行ったものとみなします。

#### (サービス提供の終了)

第14条 当社は、EneWingsモバイルの全部又は一部の提供を終了することがあります。その場合は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

## 第4章 通信

### (通信)

第15条 V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドにおいてはKDDI株式会社のau通信サービス契約約款に準ずるものとします。

2 V-LANモバイルサービスの利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

### (電波伝播条件による通信場所の制約)

第16条 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(注) 本条に規定するサービス区域については、V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドにおいてはKDDI株式会社のau通信サービス契約約款に準ずるものとします。

### (相互接続に伴う通信)

第17条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社又は特定事業者が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するEnewing sモバイル以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

### (通信利用の制限)

第18条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供しているEnewing sモバイルサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関

2 V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドの通信利用の制限については、KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に準ずるものとします。

**(通信の利用を制限する措置)**

**第19条** 前条の規定による場合のほか、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社又は特定事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がEneWingsモバイルの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (3) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止すること。

## 第5章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

#### 第20条

V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドに係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び手続きに関する料金とします。

2 V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

## 第2節 料金等の支払義務

### (基本使用料等の支払義務)

第21条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金および、料金表第3（付加機能利用料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりEneWingsモバイルサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、EneWingsモバイルサービスを利用できなかった期間中の基本使用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのEneWingsモバイルサービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEneWingsモバイルについての基本使用料および付加機能利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 月額料金の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

### (パケット通信料の支払義務)

第22条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、別記9の規定により測定した情報量と料金表第1表第2（パケット通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 契約者は、パケット通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記10に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

### (ユニバーサルサービス料の支払義務)

第23条 契約者は、料金表第1表第4（ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額をいいます。）の支払いを要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

### (手続きに関する料金の支払義務)

第24条 契約者は、EneWingsモバイルサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りであ

りません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

### 第3節 料金の計算及び支払い

#### (料金の計算及び支払い)

第25条 料金の計算方法ならびに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

## 第4節 預託金

### (預託金)

**第26条** 契約者は、次の場合には、E n e W i n g sモバイルサービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) E n e W i n g sモバイル契約申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第13条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1契約ごとに10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのE n e W i n g sモバイル契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

## 第5節 割増金及び延滞利息

### (割増金)

**第27条** 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

### (延滞利息)

**第28条** 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第6章 保守

### (契約者の維持責任)

第29条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

第30条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

### (修理又は復旧)

第31条 当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第18条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記14の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

2 特定事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

3 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第18条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するための修理又は復旧の順位については、KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に準ずるものとします。

**(修理又は復旧の場合の暫定措置)**

**第32条** 当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

**(特定事業者及び協定事業者の契約約款等による制約)**

**第33条** 契約者は、特定事業者及び協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金表を含みます。）等の規定により、EneWingsモバイルサービスに係る他社接続回線その他その特定事業者及び協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、EneWingsモバイルサービスに係る通信を行うことはできません。

## 第7章 損害賠償

### (責任の制限)

- 第34条** 当社は、EneWingsモバイルを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのEneWingsモバイルが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、EneWingsモバイルが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEneWingsモバイルに係る料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、当社の故意又は重大な過失によりEneWingsモバイルの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

### (免責)

- 第35条** 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その改造等に要する費用に限り負担します。
- 3 当社は、契約者がEneWingsモバイルサービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負いません。
- 4 当社は、電波状態により、EneWingsモバイルの利用により送受信された情報等が破損又は滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。
- 5 契約者が、EneWingsモバイルサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

## 第8章 雑則

### (承諾の限界)

**第36条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

### (利用に係る契約者の義務)

**第37条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備若しくは自営電気通信設備に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でE n e W i n g s モバイルを利用しないこと。

### (法令に規定する事項)

**第38条** E n e W i n g s モバイルサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### (契約者情報の取扱い)

**第39条** 当社は、契約者に係る情報について、E n e W i n g s モバイルサービスの提供に際して契約者の利便性の向上を図ること、円滑な運営、保守を実施することを目的として、その目的達成に必要な範囲内で利用します。

- 2 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で、契約者に係る情報を、K D D I 株式会社その他委託先に提供することができるものとします。
- 3 当社は、次の各号の場合には、契約者に係る情報を開示、提供することがあります。
  - (1) 法令の定めに基づく開示請求、又は法令による処分等で開示、提供が必要な場合には、その請求や処分の定める範囲で開示、提供することがあります。
  - (2) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲内で開示、提供することがあります。

## 別記

### 1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてE n e W i n g s モバイルサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 2 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。  
この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1) の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

### 3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記2の規定に準じて取り扱います。

### 4 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

### 5 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記5において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は特定事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1) の修理等が完了したときは、電波法に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2) の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

### 6 端末設備の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記5の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

### 7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合

の取扱いについては、別記5の規定に準ずるものとします。

## 8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記6の規定に準ずるものとします。

## 9 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、当社若しくは特定事業者の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

## 10 当社若しくは特定事業者の機器の故障等によりパケット通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1) 当社の機器の故障等によりパケット通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のパケット通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しくパケット通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のパケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

## 11 端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあつては、契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記11において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、E n e W i n g s モバイルサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをE n e W i n g s モバイルサービス取扱所に通知していただきます。

## 1 2 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記1 2において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、E n e W i n g s モバイルサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が別記4 の技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第3 2 条第1 項で定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(4) までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをE n e W i n g s モバイルサービス取扱所に通知していただきます。

## 1 3 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限り、）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限り、）を、当社が指定した期日にE n e W i n g s モバイルサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記2 又は1 1 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

## 1 4 新聞社などの基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 通則

#### (料金等の設定)

1 当社が別に定める協定事業者との相互接続により提供するE n e W i n g sモバイルサービス契約に係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

#### (料金の計算方法等)

2 当社は、契約者がそのE n e W i n g sモバイルサービス契約約款に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

#### (月額料金の日割り)

3 月額料金の日割りは、次のとおりとします。

##### (1) (2) 以外の場合

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

ア 料金月の初日以外の日にV-LANモバイルサービスの提供の開始があったとき。

イ 料金月の初日以外の日にV-LANモバイルサービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ 料金表第1表（料金）第1（基本利用料）に定めるプラン又はアドレスアサイン方式の変更があったとき。

オ 第21条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

カ 料金月の初日にV-LANモバイルサービスの提供を開始し、その日にそのV-LANモバイル契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

キ 起算日の変更があったとき。

(2) V-LANモバイルのタイプA又は料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するRADIUS認証接続サービス、端末番号認証接続サービス若しくはワンタイムパスワード認証接続サービスの場合

当社は、V-LANモバイルサービスタイプA又は料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するRADIUS認証接続サービス、端末番号認証接続サービス若しくはワンタイムパスワード認証接続サービスについては、第21条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

4 3の規定による月額料金の日割りは、料金月の日数により行います。この場合において、第21条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

#### (端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

**(料金の一括後払い)**

8 当社は、当社に特別な事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月分以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

**(前受金)**

9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

**(消費税相当額)**

10 第21条(基本使用料等の支払義務)から第24条(手続きに関する料金の支払義務)までの規定等により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

**(料金等の臨時減免)**

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金  
第1 基本使用料  
1 適用

区分	内容												
(1) 基本使用料の適用	<p>当社は、EneWingsモバイルサービスについて次表のとおり種類を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V-LANモバイル3G</td> <td>KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス</td> </tr> <tr> <td>V-LANモバイルWiMAXハイブリッド</td> <td>KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備若しくは協定事業者の電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	V-LANモバイル3G	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス	V-LANモバイルWiMAXハイブリッド	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備若しくは協定事業者の電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス						
種類	内容												
V-LANモバイル3G	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス												
V-LANモバイルWiMAXハイブリッド	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備若しくは協定事業者の電気通信回線設備を使用して行うV-LANモバイルサービス												
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア サービスクラスによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプA</td> <td>利用契約回線において、最大で、V-LANモバイルサービス利用機能の品目に係る伝送速度までの符号伝送が可能なもので、割り当てられているユーザIDの数に応じてネットワーク基本料を定めるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプB</td> <td>品目に応じてネットワーク基本料を定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ IPアドレス等による区別</p> <p>(ア) アサイン用IPアドレス付与区分による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者指定型 (お客さま指定アドレス)</td> <td>契約者が指定するIPアドレス (当社が別に定めるもの以外のものに限ります。) を252単位で付与するもの</td> </tr> <tr> <td>当社指定型 (エネルギー・コミュニケーションズ指定アドレス)</td> <td>当社が指定するIPアドレス (当社が別に定めるもの以外のものに限ります。) を29単位で付与するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社指定型を選択する契約者から特段の要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合、当社は、当社が別に定める条件でIPアドレスの使用を承諾することがあります。</p> <p>(イ) アドレスアサイン方式に係る区別 契約者は、(ア)に基づきIPアドレスの付与を受けたときは、接続先ドメイン名 (V-LANモバイル回線からモバイルゲートウェイへの通信の開始に係る接続の請求において送信されるドメイン名をいいます。以下同じとします。) ごとに、次表に定めるいずれかの方式 (以下「アドレスアサイン方式」といいます。) を選択していただきます。</p>	区分	内容	タイプA	利用契約回線において、最大で、V-LANモバイルサービス利用機能の品目に係る伝送速度までの符号伝送が可能なもので、割り当てられているユーザIDの数に応じてネットワーク基本料を定めるもの	タイプB	品目に応じてネットワーク基本料を定めるもの	区分	内容	契約者指定型 (お客さま指定アドレス)	契約者が指定するIPアドレス (当社が別に定めるもの以外のものに限ります。) を252単位で付与するもの	当社指定型 (エネルギー・コミュニケーションズ指定アドレス)	当社が指定するIPアドレス (当社が別に定めるもの以外のものに限ります。) を29単位で付与するもの
区分	内容												
タイプA	利用契約回線において、最大で、V-LANモバイルサービス利用機能の品目に係る伝送速度までの符号伝送が可能なもので、割り当てられているユーザIDの数に応じてネットワーク基本料を定めるもの												
タイプB	品目に応じてネットワーク基本料を定めるもの												
区分	内容												
契約者指定型 (お客さま指定アドレス)	契約者が指定するIPアドレス (当社が別に定めるもの以外のものに限ります。) を252単位で付与するもの												
当社指定型 (エネルギー・コミュニケーションズ指定アドレス)	当社が指定するIPアドレス (当社が別に定めるもの以外のものに限ります。) を29単位で付与するもの												

	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 248 703 282">区分</th> <th data-bbox="703 248 1323 282">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 282 703 528">キャリアアサイン方式</td> <td data-bbox="703 282 1323 528">V-LANモバイル回線からモバイルゲートウェイに対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その通信で使用するIPアドレスについて、(ア)の規定に基づきあらかじめ付与された複数のIPアドレスであって、その請求の時点で現に使用されていないものの中から、当社が任意に選択したものを割り当てる方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 528 703 875">ユーザアサイン方式</td> <td data-bbox="703 528 1323 875">V-LANモバイル回線からモバイルゲートウェイに対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その請求においてV-LANモバイル回線から送信されたユーザIDを、ユーザアサインテーブル情報(ア)の規定に基づきあらかじめ付与されたIPアドレスと、当該付与されたIPアドレスの数と同数のユーザIDとの組み合わせをいいます。以下同じとします。)に照らし合わせることで、その通信で使用するIPアドレスを特定する方式</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="499 875 1323 1016"> <p>備考</p> <p>契約者は、ユーザアサイン方式を選択する場合、当社が別に定める方法で、ユーザアサインテーブル情報を指定していただきます。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="499 1050 1394 1117">ウ 契約者は、アサイン用IPアドレス付与区分又はアドレスアサイン方式について変更の請求をすることができます</p>	区分	内容	キャリアアサイン方式	V-LANモバイル回線からモバイルゲートウェイに対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その通信で使用するIPアドレスについて、(ア)の規定に基づきあらかじめ付与された複数のIPアドレスであって、その請求の時点で現に使用されていないものの中から、当社が任意に選択したものを割り当てる方式	ユーザアサイン方式	V-LANモバイル回線からモバイルゲートウェイに対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その請求においてV-LANモバイル回線から送信されたユーザIDを、ユーザアサインテーブル情報(ア)の規定に基づきあらかじめ付与されたIPアドレスと、当該付与されたIPアドレスの数と同数のユーザIDとの組み合わせをいいます。以下同じとします。)に照らし合わせることで、その通信で使用するIPアドレスを特定する方式	<p>備考</p> <p>契約者は、ユーザアサイン方式を選択する場合、当社が別に定める方法で、ユーザアサインテーブル情報を指定していただきます。</p>	
区分	内容								
キャリアアサイン方式	V-LANモバイル回線からモバイルゲートウェイに対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その通信で使用するIPアドレスについて、(ア)の規定に基づきあらかじめ付与された複数のIPアドレスであって、その請求の時点で現に使用されていないものの中から、当社が任意に選択したものを割り当てる方式								
ユーザアサイン方式	V-LANモバイル回線からモバイルゲートウェイに対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その請求においてV-LANモバイル回線から送信されたユーザIDを、ユーザアサインテーブル情報(ア)の規定に基づきあらかじめ付与されたIPアドレスと、当該付与されたIPアドレスの数と同数のユーザIDとの組み合わせをいいます。以下同じとします。)に照らし合わせることで、その通信で使用するIPアドレスを特定する方式								
<p>備考</p> <p>契約者は、ユーザアサイン方式を選択する場合、当社が別に定める方法で、ユーザアサインテーブル情報を指定していただきます。</p>									
(3) モバイル接続回線の基本使用料の算定	<p data-bbox="499 1158 1394 1225">ア 契約者回線に係る基本使用料は、ネットワーク基本料と端末基本料に、次の(ア)から(イ)に基づき算定した全ての加算額を合算して適用します。</p> <p data-bbox="499 1258 1394 1426">(ア) IPアドレスの数に係るもの 接続先ドメイン名ごとに、当社がその接続先ドメイン名において付与したIPアドレスの数を、その接続先ドメイン名に係るIPアドレス付与単位数で除した場合の商に、2(料金額)の(3)の①に定める加算額の料金額を乗じて得た額とします。</p> <p data-bbox="499 1438 1394 1538">(イ) 接続先ドメイン名の数に係るもの 接続先ドメイン名の数から3を控除した結果に、2(料金額)の(3)の②に定める加算額の料金額を乗じて得た額とします。</p>								
(4) 最低利用期間内に契約者回線の解除等があった場合の料金の適用	<p data-bbox="499 1606 1394 1673">ア EneWingsモバイルサービスには、1の契約ごとに最低利用期間があります。</p> <p data-bbox="499 1684 1394 1807">イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除等があった場合は、第21条(基本使用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本使用料を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p data-bbox="499 1818 1394 1852">ウ 前項に定める契約解除料は、料金額(2)端末基本料を除きます。</p>								

## 2 料金額

### (1) ネットワーク基本料

#### ① V-LANモバイルタイプAのもの

1 ユーザIDごとに

区分	料金額 (税込額)
IDの数に係るもの	500 円 (525 円)

#### ② V-LANモバイルタイプBのもの

品目	料金額 (税込額)
0.5Mb/s	39,000 円 (40,950 円)
1Mb/s	43,000 円 (45,150 円)
2Mb/s	48,000 円 (50,400 円)
3Mb/s	51,000 円 (53,550 円)
4Mb/s	54,000 円 (56,700 円)
5Mb/s	57,000 円 (59,850 円)
6Mb/s	60,000 円 (63,000 円)
7Mb/s	63,000 円 (66,150 円)
8Mb/s	66,000 円 (69,300 円)
9Mb/s	69,000 円 (72,450 円)
10Mb/s	72,000 円 (75,600 円)
20Mb/s	102,000 円 (107,100 円)
30M/s	132,000 円 (138,600 円)
40Mb/s	162,000 円 (170,100 円)
50Mb/s	192,000 円 (201,600 円)
60Mb/s	222,000 円 (233,100 円)
70Mb/s	252,000 円 (264,600 円)
80Mb/s	282,000 円 (296,100 円)
90Mb/s	312,000 円 (327,600 円)
100Mb/s	342,000 円 (359,100 円)

### (2) 端末基本料

区分	単位	コース	料金額 (税込額)
V-LANモバイル3Gに係るもの	1 契約者識別番号ごとに月額	200万パケット定額コース	5,000 円 (5,250 円)
	1 契約者識別番号ごとに月額	840万パケット定額コース	7,000 円 (7,350 円)
V-LANモバイルWiMAXハイブリッドに係るもの	1 契約者識別番号ごとに月額	840万パケット定額コース	6,000 円 (6,300 円)
	1 契約者識別番号ごとに月額	840万パケット定額コース	8,000 円 (8,400 円)

### (3) 加算額

#### ① IPアドレスの数に係るもの

IPアドレス付与単位数までごとに

区分	料金額 (税込額)
契約者指定型のもの	12,000 円 (12,600 円)
当社指定型のもの	3,000 円 (3,150 円)

② 接続先ドメイン名の数に係るもの

1 接続先ドメイン名までごとに

区分	料金額 (税込額)
ドメイン使用料	3,000 円 (3,150 円)

## 第2 パケット通信料

### 1 適用

(1) V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドに係るもの

区分	内容						
パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定するパケット通信料を適用します。						
基本使用料に係るパケット通信料の減額適用	ア 契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、次表に定めるパケット料金額の支払いを要しません。						
	1 契約者識別番号ごとに月額						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万パケット定額コース</td> <td>30,000円 (31,500円)</td> </tr> <tr> <td>840万パケット定額コース</td> <td>84,000円 (88,200円)</td> </tr> </tbody> </table>	コース	支払いを要しない料金	200万パケット定額コース	30,000円 (31,500円)	840万パケット定額コース	84,000円 (88,200円)
	コース	支払いを要しない料金					
200万パケット定額コース	30,000円 (31,500円)						
840万パケット定額コース	84,000円 (88,200円)						
イ アで規定する支払いを要しない料金については、料金表通則3の規定に準じて、日割り計算を行います。							

(2) インターネット接続機能に係るもの

区分	内容
インターネット接続機能に係るもの	1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。

### 2 料金額

(1) V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドに係るもの

区分	単位	コース	料金額（税込額）
パケット通信料	1課金対象パケットごとに	200万パケット定額コース	0.015円 (0.01575円)
	1課金対象パケットごとに	840万パケット定額コース	0.01円 (0.0105円)

(2) インターネット接続機能に係るもの

区分	単位	コース	料金額（税込額）
パケット通信料	1課金対象パケットごとに	200万パケット定額コース	0.015円 (0.01575円)
	1課金対象パケットごとに	840万パケット定額コース	0.01円 (0.0105円)

### 第3 付加機能利用料

区分		単位	料金額 (税込額)
カスタマコントロールサービス	契約者の設備を使用してRADIUS認証代行サービス又は端末番号認証接続機能の利用、廃止若しくは設定の変更等又はV-LANモバイルの端末設備の電話番号の設定等を行うサービス	1のドメイン名ごとに月額	5,000円 (5,250円)
	備考	タイプAに係る契約者は、本サービスの利用の請求を要しません。	
RADIUS認証代行サービス	本サービスの利用の請求をした契約者に係る契約回線へ、当社が別に定めるところに従って送信されたユーザIDを当社が認証することにより通信を行うことができるサービス	1のユーザIDごとに月額	200円 (210円)
	備考	<p>1 タイプAに係る契約者は、本サービスの利用の請求を要しません。</p> <p>2 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が暦月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、タイプAのものに係る契約者は、第21条（基本使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>3 当社は、1のユーザIDごとに契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>4 本サービスに係るV-LANモバイル契約者は、この表に規定するワンタイムパスワード認証接続サービスを利用することはできません。</p>	
端末認証サービス	V-LANモバイル回線からの着信があった際に、本サービスの利用の請求をしたV-LANモバイル契約者に係る利用契約回線へ送信されたその契約者が指定した端末番号（V-LANモバイル回線に係る端末設備を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。）又は契約者が指定した電話番号を当社が認証することにより、通信を行うようにすることができる機能	1の端末番号ごとにつき月額	300円 (315円)
	備考	<p>1 本サービスは、V-LANモバイル契約者（この表に規定するワンタイムパスワード認証接続サービス又はカスタマコントロールの利用に係るものに限ります。）に限り提供します。この場合、上表の規定にかかわらず、V-LANモバイル契約者（タイプAに係るものに限ります。）は、本サービスの利用の請求を要しません。</p> <p>2 本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、V-LANモバイル契約者（タイプBのものに限ります。）は、第21条（基本使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>3 本サービスを利用するV-LANモバイル契約者は、認証する端末番号又は電話番号を当社に届け出ていただきます。</p> <p>4 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
冗長化サービス	本サービスの利用の請求をしたV-LANモバイル契約者に係る利用契約回線（特定アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利	1利用契約回線ごとに月額	V-LANモバイルのネットワーク基本料と同額

	用できない状態が生じた場合に、そのV-LANモバイル契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の利用契約回線を使用してそのV-LANモバイルサービスを利用することができるサービス		
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本サービスは、V-LANモバイル契約者タイプBに係るものに限り提供しません。</li> <li>2 当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、V-LANモバイルサービスと同一の品目を定めます。</li> <li>3 本サービスにおいて、予備の利用契約回線の品目に係る符号伝送速度が利用契約回線（予備のものを除きます。）の品目に係る符号伝送速度の2分の1未満となるものについては提供しません。</li> </ol>		
ワンタイムパスワード認証サービス	本機能の利用の請求をしたV-LANモバイル契約者に係るモバイル接続回線へ、当社が別に定めるところによりユーザID及びワンタイムパスワード（その契約者が指定する者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該契約者が指定する者が接続要求のたびに生成するものをいいます。以下同じとします。）を送信することにより通信を可能とする機能	<p>a 基本額 1 利用契約回線ごとに月額</p> <p>b 加算額 1 のユーザIDごとに月額</p>	<p>7,000 円 (7,350 円)</p> <p>700 円 (735 円)</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本サービスは、V-LANモバイル契約者（タイプBに係るものに限りです。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</li> <li>2 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。</li> <li>3 2の場合において、ユーザIDの数が10までの部分について上記aの基本額とし、ユーザIDの数が10を超える部分については、1のユーザIDごとに上記bの加算額を加算して算定します。</li> <li>4 当社は、1のユーザIDに対応するワンタイムパスワードの情報を当社又は特定事業者の認証装置に登録します。</li> <li>5 本サービスに係るV-LANモバイル契約者は、RADIUS認証代行サービスを利用することはできません。</li> </ol>		
インターネット接続サービス	当社が別に定める方法によりインターネットとの間でパケット通信を機能行うことができるサービス。インターネット接続サービスに係る付加機能使用料については、その契約者回線とインターネット接続サービスに係る電気通信設備との間でパケット通信を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則第3項の規定にかかわらず、その付加機能使用料の日割りを行いません。	1の契約者回線ごとに月額	1,000 円 (1,050 円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本サービスの利用に係るパケット通信料については、そのパケット通信を行った契約者回線の契約者に支払っていただきます。</li> <li>2 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社及び特定事業者が設置するものを除きます）の通信の品質を保証しません。</li> <li>3 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</li> <li>4 この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</li> </ol>		

#### 第4 ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに月額	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額

#### 第5 手続きに関する費用

##### 1 適用

区分	内容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	EneWingsモバイルの契約の申込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

##### 2 料金額

##### V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドに係るもの

料金種別	単位	料金額 (税込額)
契約事務手数料	1 契約者識別番号ごとに	3,000 円 (3,150 円)

## 第2表 工事費

### 1 インターネット接続機能に関するもの

区分	単位	料金額 (税込額)
インターネット接続機能	1の契約者回線ごとに	1,000円 (1,050円)

### 2 1以外のもの

V-LANモバイル3G及びV-LANモバイルWiMAXハイブリッドはKDDI株式会社のau通信サービス契約約款に規定する料金額と同額とします。

## 第3表 契約の解除に関する費用

### 第1 途中契約解除料

#### 1 適用

途中契約解除料の適用については、次のとおりとします。

契約者回線について、最低利用期間2年の満了前に次のいずれかに該当する事由が生じた場合、その契約者は、当社がV-LANモバイルサービスの提供を開始した日を含む料金月を初月として起算し、その事由の生じた日を含む料金月までの間の料金月数（以下「継続利用月数」といいます。）に応じ、第3表の第1 途中契約解除料に規定する料金の支払いを要します。

- (1) そのV-LANモバイル契約が解除された場合
- (2) そのV-LANモバイルサービスの利用の一時休止があった場合
- (3) そのV-LANモバイル契約者が、当社のサービス取扱所において、その契約者回線に関する他の特定端末設備を購入する場合

#### 2 料金額

1 端末台数ごとに

継続利用月数	途中契約解除料
1 料金月以上 1 2 料金月以内	25,000円 (税込額 26,250円)
1 3 料金月以上 1 8 料金月以内	20,000円 (税込額 21,000円)
1 9 料金月以上 2 4 料金月以内	15,000円 (税込額 15,750円)

付 則

付 則

(実施期日)

この約款は、平成23年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。